

喜茂別町地域防災計画

(地震災害対策編)

<令和7年(2025)4月改訂>

喜茂別町防災会議

《 計 画 更 新 履 歴 》

- ・ 平成 2 6 年（ 2 0 1 4 ） 2 月策定
- ・ 令和 5 年（ 2 0 2 3 ） 6 月改訂
- ・ 令和 6 年（ 2 0 2 4 ） 4 月改訂
- ・ 令和 7 年（ 2 0 2 5 ） 4 月改訂

〔目 次〕

地震災害対策編

(地震災害対策編)	1
第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 喜茂別町の地形、地質及び社会的現況	6
第5節 喜茂別町及びその周辺における地震の発生状況	7
第6節 喜茂別町における地震の想定	7
第2章 災害予防計画	9
第1節 住民の心構え	9
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	12
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	14
第4節 防災訓練計画	16
第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	17
第6節 相互応援体制整備計画	17
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	19
第8節 避難体制整備計画	20
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	24
第10節 火災予防計画	26
第11節 危険物等災害予防計画	28
第12節 建築物等災害予防計画	30
第13節 土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）の予防計画	33
第14節 液状化災害予防計画	38
第15節 積雪・寒冷対策計画	39
第16節 事業継続計画の策定	40
第3章 災害応急対策計画	42
第1節 応急活動体制	42
第2節 地震情報の伝達計画	44
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	49
第4節 災害広報計画	51
第5節 避難対策計画	52
第6節 救助救出計画	60
第7節 地震火災等対策計画	61
第8節 災害警備計画	62
第9節 交通応急対策計画	62
第10節 輸送計画	64
第11節 航空機及び無人航空機活用計画	65
第12節 食料供給計画	66
第13節 給水計画	67
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	68
第15節 石油燃料供給計画	68

第 16 節	生活関連施設対策計画	69
第 17 節	医療救護計画	70
第 18 節	防疫計画	74
第 19 節	廃棄物処理等計画	74
第 20 節	飼養動物対策計画	74
第 21 節	文教対策計画	74
第 22 節	住宅対策計画	75
第 23 節	被災建築物安全対策計画	78
第 24 節	被災宅地安全対策計画	79
第 25 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	79
第 26 節	障害物除去計画	79
第 27 節	広域応援・受援計画	80
第 28 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	80
第 29 節	防災ボランティアとの連携計画	80
第 30 節	災害義援金募集（配分）計画	80
第 31 節	災害救助法の適用と実施	80
第 4 章	災害復旧計画	81
第 1 節	基本方針	81
第 2 節	公共施設等災害復旧計画	81
第 3 節	災害応急金融計画	81

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、町における地震災害の防災活動に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民をはじめ観光客や外国人等、管内に滞在するあらわる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成されている「喜茂別町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「喜茂別町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自ら守ることをいう。）共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であらねことから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた予防対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、こりまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第2 実施責任

1 喜茂別町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第3 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4 住民及び事業所の基本的責務

一般災害対策編「第1章 第7節 住民及び事業所の基本的責務」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難経路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給油用燃料の確保
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や地区会における要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 道・町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はむこれに応ずるよう努める。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 管内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設)(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

- イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第5 地震災害対策タイムライン

区分	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日
地震情報	緊急地震速報:震度5弱	後発地震情報の入手	後発地震情報の入手	後発地震情報の入手	後発地震情報の入手
被害状況					
役場職員の対応	・全職員登庁 ・災害対策本部の設置 ・被害状況の把握 ・避難所開設 ・個別避難対応 ・3要件にあてはまる場合、振興局に自衛隊の災害派遣を要請 ・搜索区分の設定	・避難状況の把握 ・被害状況の把握 ・避難所の運営支援 ・状況により振興局に広域応援を要請 ・搜索区分の設定	・避難所の運営支援 ・じ後の方針の検討 ・災害派遣された自衛隊へのニーズの提供 ・搜索区分の設定	・避難所の運営支援 ・震災状況の記録整理 ・搜索区分の設定	・避難所の運営支援 ・状況により避難所撤収時期の検討 ・搜索区分の設定
住民がとるべき行動	・自分の身を守る ・隣近所の安否確認と助け合い ・避難所に避難	・避難継続 ・避難所の運営	・避難継続 ・避難所の運営	・避難継続 ・避難所の運営 ・状況により在宅避難の検討	・避難継続 ・避難所の運営 ・状況により在宅避難の検討
消防・警察	・人命救助活動 ・交通規制の実施	・人命救助活動 ・安否確認調査 ・交通規制の実施	・人命救助活動 ・安否確認調査 ・交通規制の実施	・人命救助活動 ・安否確認調査 ・交通規定の実施	- 人命救助活動 - 安否確認調査 - 交通規定の実施
自衛隊	・人命救助活動	・人命救助活動	・人命救助活動	・人命救助活動 ・生活支援（入浴・炊き出し）	- 人命救助活動 - 生活支援（入浴・炊き出し）

第4節 喜茂別町の地形、地質及び社会的現況

本節については、一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」及び「第2章 第2節 社会的条件」を準用する。

第5節 喜茂別町及びその周辺における地震の発生状況

第1 喜茂別町及びその周辺における被害地震被害

本町及びその周辺における地震による被害は、これまでに発生した記録はないが、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

第6節 喜茂別町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の13の海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

これらの中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「石狩地震」、及び地震調査研究推進本部で公表されている「石狩低地東縁断層帯主部」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」（※3）を想定し、地震被害を予測する。

（※1）13の海溝型地震（海溝型地震）

北海道地域防災計画で想定されている13の地震（三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖、500年間隔地震、北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖、釧路直下、厚岸直下、日高西部）を想定している。

（※2）11の活断層（内陸活断層の地震）

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として11の断層帯（石狩低地東縁断層帯、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田一砂川付近の断層帯）を想定している。

（※3）全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

本町においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを計算している。

第2 被害の予測

1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」による地震（M6.9）と予測され、「石狩地震」、「石狩低地東縁断層帯主部」での被害は軽微なものにとどまると推測される。

図表 喜茂別町で想定される地震の位置



地震のタイプ 地震属性	石狩地震 (海溝型地震)	石狩低地東縁断層帯主部 (内陸活断層型地震)	全国どこでも起こりうる 直下の地震
地震の規模 役場周辺震度	マグニチュード：6.75 3.9 (震度4)	マグニチュード：8.0 4.3 (震度4)	マグニチュード：6.9 5.6 (震度6弱)

図表 建築物の倒壊想定よ死者数の想定

地震のタイプ 建物被害	石狩地震 (海溝型地震)			石狩低地東縁断層帯主部 (内陸活断層型地震)			全国どこでも起こりうる 直下の地震		
	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
木造建築物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	141.4	150.7
非木造建築物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	2.0	2.3
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6	143.4	154.0

地震のタイプ 人的被害	石狩地震 (海溝型地震)	石狩低地東縁断層帯主部 (内陸活断層型地震)	全国どこでも起こりうる 直下の地震
死者	0.0	0.0	0.2
負傷者	0.0	0.0	16.3
重傷者数	0.0	0.0	1.6
軽傷者数	0.0	0.0	14.6
死傷者数計	0.0	0.0	16.5

※建築物被害は令和4年1月現在の建築物データをもとに推定（対象建物：1,552棟）

※人的被害は令和5年3月の住民基本台帳をもとに推定（対象人口：1,969人）

資料：喜茂別町耐震化促進計画

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本（自助）であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (12) 感電ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際には、ブレーカーを切る。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を

聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。

- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 国、道及び町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 道及び町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 国、道及び町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 国、道及び町は、指定避難所等の老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 道及び町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 国、道及び町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 道及び町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 道、町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 国、道及び町は、文化財保護のための資設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

る。

第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有する電子機器のシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 道、町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、道及び町は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立保育所、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線施設、設備
- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について防災講話等の開催、段階的な訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町、道及び防災関係機関は、住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難所、避難経路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- イ IP告知端末、スマートフォンアプリ（JC-Smart）の活用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 職員等に対する教育

- (1) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にすべき行動に関する事項
- (2) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (5) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育・広報

- (1) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣住民と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報の入手
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (10) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか次の事項に着意して実施する。

第1 訓練実施機関

訓練は、町が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 北海道防災会議の行う訓練

北海道防災会議は、防災関係機関及び関係市町村と共同して、次の訓練を実施する。

- 1 防災総合訓練
地震災害を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。
- 2 災害通信連絡訓練
地震及び警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- 第3 町及び防災関係機関の行う訓練
町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。
 - 1 情報通信訓練
 - 2 広報訓練
 - 3 指揮統制訓練
 - 4 火災防ぎょ訓練
 - 5 緊急輸送訓練
 - 6 公共施設復旧訓練
 - 7 ガス漏洩事故処理訓練
 - 8 避難訓練（個別避難訓練を含む。）
 - 9 救出救護訓練
 - 10 警備・交通規制訓練
 - 11 炊き出し、給水訓練
 - 12 災害偵察訓練
- 第4 相互応援協定に基づく訓練
道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。
- 第5 民間団体等との連携
道、町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。
- 第6 訓練の実施
防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する。又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援体制整備計画」を準用するほか、次の事項に留意して実施する。

第1 基本的な考え方

町は、地震発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく。輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に

努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮することとする。
- (2) 町に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

2 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関等

あらかじめ、道、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 道及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 道、町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 道及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 道及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボ

沿革	変更後	現行
4	第2章 災害予防計画 第13節 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)の予防計画 第2 予防対策 2 町 (1) 住民の防災意識の向上など土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。 (2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項 ウ 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項 カ 警戒区域における土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (4) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)に関する情報の伝達	第2章 災害予防計画 第13節 土砂災害の予防計画 第2 予防対策 2 町 (1) 住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。 (2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項 ウ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項 カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (4) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法

を進めることで、防災ボ

において活動を行う災害
援組織や都道府県にお
(社協議会)との役割分担

地域防災計画等において、
明確化するとともに、災
害協議の上、定めており、
アセンダー運営に係る費
する協定を締結し、明確

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、地震等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践方の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 4 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 5 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 6 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- 7 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 8 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- 9 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。

道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、さの環境整備を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り	大規模な 火事	洪水	内水 氾濫 (※1)	噴火に伴い 発生する 火山現象 (※2)	地震
基準							
管理の基準		居住者に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの					
		〔*下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる〕					
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準	構造 (A) 〔施設の 基準が 複数ある 場合は、 その全て を満たす こと〕	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある。(a 2)				施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建設基準法等(※ 3)に適合するもの(a 3)	
	立地 (B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域等)				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建設基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民

- 等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町(まちづくり振興課)に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能名構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在とせるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の要にも供することについて定めるなど、他の市町村から被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- (2) 老人福祉施設、障がい者支援施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けせれるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所とっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町(まちづくり振興課)に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- 8 町は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- 10 避難所運営マニュアルの活用
- 町は、令和5年12月に避難所運営マニュアルの作成し、本マニュアルを各避難所に設置した。本マニュアルは、地震、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、避難所の開設や運営が円滑に実施できるよう、あらかじめ運営方法などを定めており、災害時に避難所を運営する際は、本マニュアルを活用する。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知
町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。
また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。
そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災ハザードマップ・Web ハザードマップ等による住民等への周知

町は、住民の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等を記載した喜茂別町防災ハザードマップ・Web ハザードマップ等を活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。
また、要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や地区会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。
なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- (1) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、収容人数及び家庭動物受入可否
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

アイ ウ エ オ カ
給水、給食措置
毛布、寝具等の支給
衣料、日用必需品の支給
冷暖房及び発電機用燃料の確保
負傷者に対する応急救護

カ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

- (6) 指定緊急避難所・指定避難所の管理に関する事項

アイ ウ エ
避難中の秩序保持
住民の避難状況の把握
避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
避難住民に対する各種相談業務

- (7) 避難に関する広報

アイ ウ エ オ カ
IP 告知端末等による周知
スマートフォンアプリ（J C - S m a r t）による周知
SNSを活用した周知
広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
避難誘導者による現地広報
自主防災組織及び住民組織を通じた広報

- (8) 避難所運営

避難所運営において、町は、避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。
このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員（住民課 住民係（民生班））や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。
システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。
また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、

関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 避難場所及び避難所に至る経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 安全対策

地震災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 道の対策

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、町等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、町における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

2 町の対策

町は、防災担当課（まちづくり振興課）や福祉担当課（元気応援課）をはじめとする関係する部署との連携のもと、平常時から避難行動要支援者を含む要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等について

ては、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画を参照

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障がい支援、家族の状況等を考慮した要件を設定し、避難行動要支援者名簿を作成する。
また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、介護関係団体、障がい者団体、町社会福祉協議会、自主防災組織、町内会長、地区会長等に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の策定

町は、庁舎の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安尾確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

各町内会・地区会で地区防災計画が定められた場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるようね地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認することを今後の目標とする。

(9) 福祉避難所の指定

町は、介護老人福祉施設きもべつ「喜らめき郷」と社会福祉法人愛和福祉会「愛和の里きもべつ」や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、その施設管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要なる防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下、施設相互間並びに他の施設、地域住民及びボランティア組織等より、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署への早期通報が可能なる非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡

体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

4 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた段階的な防災訓練・防災教育の実施

(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準用するほか、次のとおり実施する。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

(3) 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等

に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市町村、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合、北海道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 危険物取扱事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

(2) 北海道警察本部

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

4 高圧ガス保安対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所、避難所への避難経路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

2 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、ゆれやすさマップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく避難指示を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

(2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難経路、避難場所及び避難所に重点を置く。

- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

- (1) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

第2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- 1 電力施設（北海道電力株式会社）
- 2 LPガス事業者
- 3 水道施設
- 4 通信施設（NTT 東日本）

第3 交通施設の安全化・耐震化対策

1 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

2 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

3 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

1 治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるよ

うに体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第5 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(1) 整備方針

町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急性に従い、年次計画の作成及び実施に努める。

(2) 整備すべき施設

ア 避難場所

イ 避難経路

ウ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防施設

第13節 土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）の予防計画

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、一般災害対策編「第4章 第15節 土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

（北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> （H P 版）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> （スマートフォン版）

（北海道（民有林）の山地災害危険地区）

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

（北海道（国有林）の山地災害危険地区）

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>

第2 予防対策

道及び町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区等の総合的な山地災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉鎖による湛水を原因とする土石流等の調査及び町へ情報提供を行う。

1 北海道

- (1) 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町に通知するとともに公表するものとする。
- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉鎖による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。
- (3) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の

生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」)として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。

- (4) 町に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。
- (5) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。
- (6) 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。
- (7) 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、町が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 重大な土砂災害(地滑り)の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土地災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、町が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

2 町

- (1) 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、指定避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土

石流)を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定するものとする。

- ア 施設の立地条件と想定される土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）のリスクの確認
- イ 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める。
- ウ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- エ 施設内の垂直待機も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する。
- オ 避難誘導に関する責任者の明確化
- カ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる。

- (4) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水は発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

- (1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、町に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 町

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

土砂災害警戒区域等の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講じるものとする。

また、町に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するものとする。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防水工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 町

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局、北海道

- (ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。
- (イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に即して機能することを確保するものとする。
- (ウ) 町に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

また、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年においても、北海道胆振東部地震（2018年）では、震源から60Km離れた札幌市清田で大規模な液状化が発生し住宅が傾き、地面が陥没した。このような、地盤の液状化による災害は、特に埋立地で発生しやすいという特徴がある。

2 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

4 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

5 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷地において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。
このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時は、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空機の確保

(1) 道及び防災関係機関は、地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山地間では孤立する地域の発生が予想されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び町は、孤立が予想される地域のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 家屋倒壊の防止

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため。電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努める。

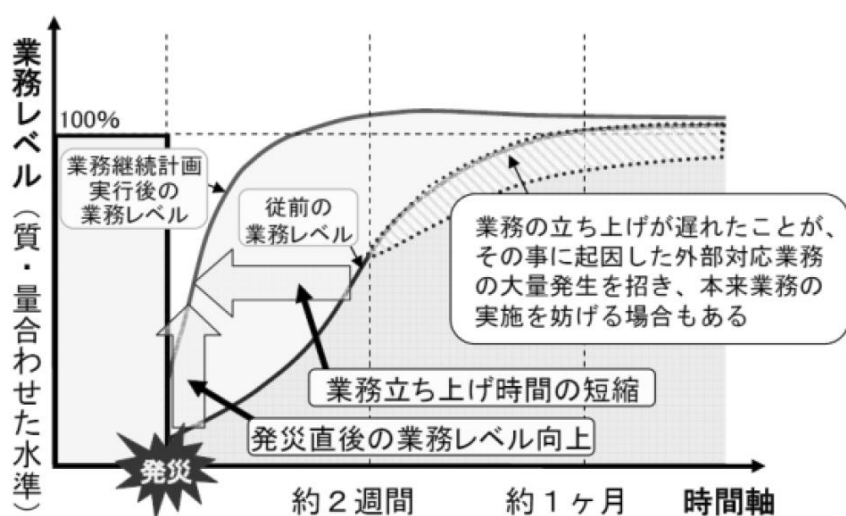
第16節 事業継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第1 事業継続計画（BCP）の概要

事業継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜事業継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



第2 事業継続計画（BCP）の策定

1 喜茂別町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても喜茂別町役場の各課等の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、別に定める「喜茂別町役場事業継続計画」により、業務の早期復旧を図るとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

なお、本町において災害・事故時に情報システムの機能を継続、早期復旧するために必要な ICT 部門が取り組む ICT 部門の事業継続計画（ICT-BCP）の概要は次のとおりであり、詳細は喜茂別町役場業務継続計画（BCP）別冊「喜茂別町役場 ICT 部門業務継続計画（ICT-BCP）」による。

(1) ICT 部門業務継続計画（ICT-BCP）の基本方針

- ア ICT 部門の責任遂行
- イ 来訪者、職員及び関係者の安全
- ウ 本計画の実効性の担保と改善
- エ 運用・保守事業者等との協力体制の確立

(2) 重要業務・重要情報システムの選定及び対策の検討

重要な情報については、バックアップを取ることが最低限の対策であり、そのバックアップが同時に被災しないように対策を検討する。

(3) 重要情報システムの継続に不可欠な資源の整理

災害・事故時において、重要情報システムの継続、又は優先的な早期復旧のために、必要となる最低限の資源、(庁舎、要員、設備、インフラ等)を整理する。

(4) 緊急時対応体制

大規模な災害・事故が発生した場合、ICT 部門責任者（まちづくり振興課）は、次の役割を担う。

ア ICT 部門の業務計画に関わる調査や対応活動の開始と終了の判断及び指示

イ 情報システムの業務継続に関する方針や方法の意思決定

ウ 町の災害対策本部への状況報告と本部決定事項の部門内への伝達

エ 他の業務部門との調整の総括、支援依頼

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

北海道災害対策本部及び町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

また、道の災害対策地方連絡本部が設置されたときは、後志総合振興局地域創生部危機管理室等と連携を図る。

第1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第3 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8.0クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び町から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道を通じて町に伝達されるほか、次の事項に配慮する。

- (ア) IP告知端末やスマートフォンアプリ（JC-Smart）の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行う。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

道及び町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地域への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係ある事項について周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

道及び町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震に関する情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

最大震度震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原則的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を IP 告知等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の発現時刻を速報
震源速報	・震度3以上 (大津波、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手できない場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

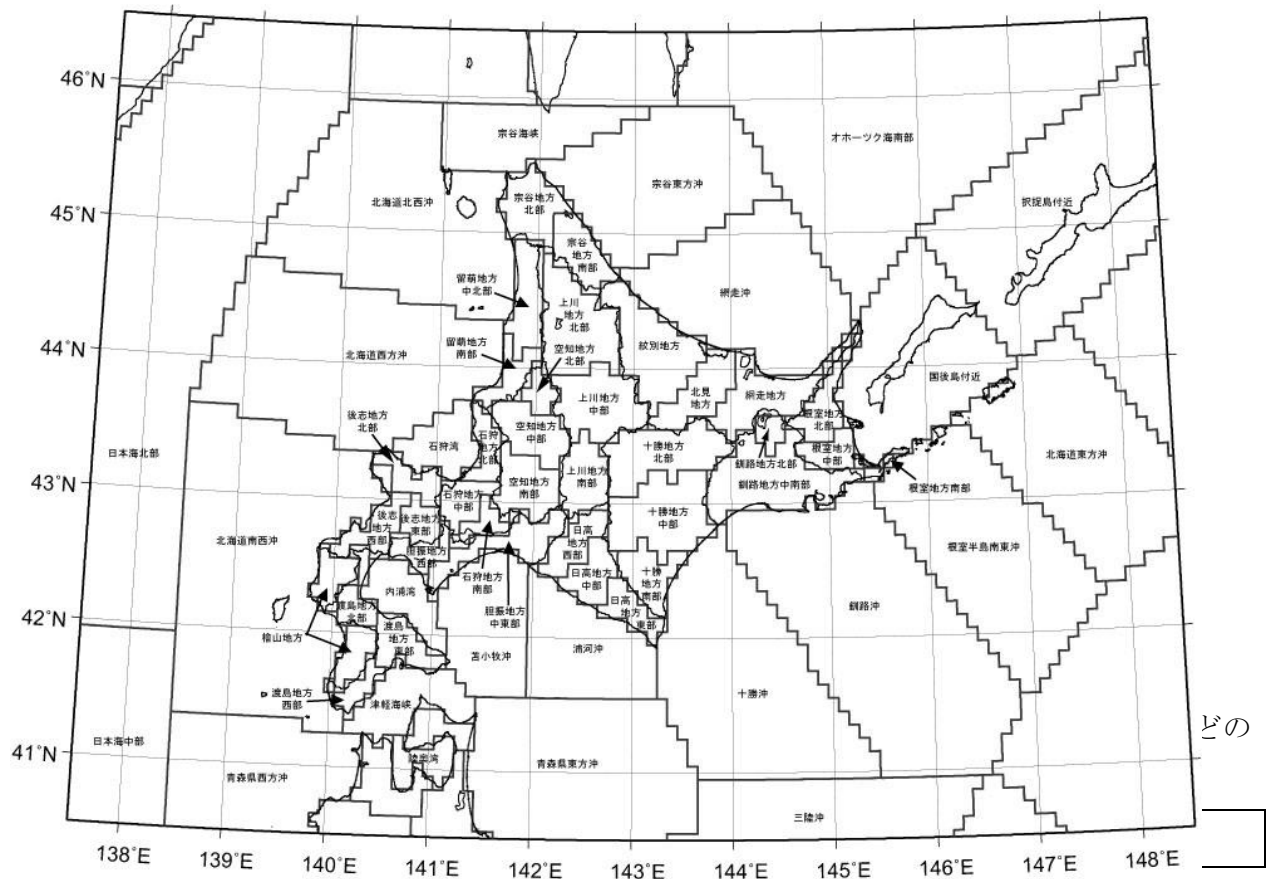
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震開設資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

第2 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

1 緊急地震速報



2 震央地名



第3 異常現象を発見した場合の通報

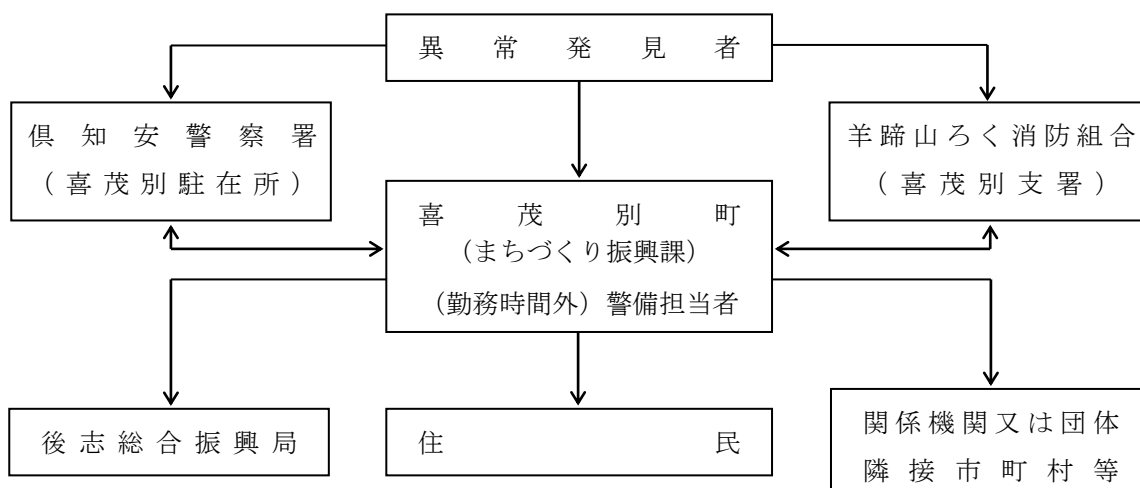
町長は、頻発地震、異常音響及び地変等の異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- 1 羊蹄山ろく消防組合（喜茂別支署）
- 2 倶知安警察署
- 3 後志総合振興局 地域創生部 危機対策室
- 4 札幌管区气象台 気象防災部 地域防災推進課
- 5 影響のある隣接市町村
- 6 その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、まちづくり振興課長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署、警備担当者が受理し、まちづくり振興課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

図表 災害発生通報系統



第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び同編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報をIP告知端末等により住民等への伝達に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、要配慮者（避難行動要支援者）にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、多様な手段の整備に努める。

- 3 道は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- 5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- 6 道及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検察するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 喜茂別町

- (1) 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を把握して後志総合振興局及び道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 通信施設の整備の強化

- 1 町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

- 2 東日本電信電話株式会社北海道事業部との「災害時における相互協力に関する協定」の締結に係る事項
 - (1) 令和6年2月末に大規模災害時における相互協力に関する東日本電信電話株式会社と本町との協定を締結するとともに、同年12月中旬には、担当者間の連携訓練等により、「顔の見える関係」の構築を図った。
引き続き、関係機関との連携を継続する。
 - (2) 町は、東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室からの情報連絡員（リエゾン）の派遣を受けた場合は、受入体制を確立して応急対策の迅速化を図る。

第4 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（後志総合振興局長経由）に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火

災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

第4節 災害広報計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、一般災害対策編「第5章 第5節 避難対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 避難実施責任及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山（崖）くずれ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市町村長等避難実施責任者は、次により避難指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示、立退きの指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする。）。

また、避難の指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

- (2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難指示を行う。

また、避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、IP告知端末等をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

第2 避難方法

大規模な地震災害が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震災害が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

1 避難誘導

- (1) 避難誘導は、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。

また、避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に定めた援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

第3 避難行動要支援者の避難行動支援

1 道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材

の派遣に努める。

2 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別ひなん計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、近隣市町村等へ応援を要請する。

3 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第4 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第5 避難者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、避難所運営マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に滞在する被災者、やむを得ない理由によりしいて避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第7 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険の恐れがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努めるものとする。

(1) 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び避難所担当職員（民生班（住民課 住民係）・救助班（元気応援課 福祉係））は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険判定士によるチェック

(1) のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、災害対策本部を通じて施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士

の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、一時、避難所近傍のグラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

3 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設（内部配置）に必要な業務にあたる。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所が長期化するおそれがある。

そのため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

- 5 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 6 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 7 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時からまちづくり振興課と元気応援課が連携して、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 8 町は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第8 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 2 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所に生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環

- 境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や他の市町村、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの増加配当や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、道においては、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料数の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を紫雲のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
なお、道は町に対する助言・支援に努めるものとする。
- 11 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を被災者に促すものとする。
- 12 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センター等を活用するなど、体制の構築に努める。
- 15 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局（まちづくり振興課）と保健福祉担当部局（元気応援課）が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。
- 16 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。
- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当課と保健福祉担当課が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講ずる。

第9 不測事態対処

町は、想定外の自然災害により、避難する際に、各町内・各地区において指定された指定緊急避難場所及び指定避難所が使用不能に陥った場合は、躊躇することなく、あらゆる手段を用いて、使用可能な指定緊急避難場所及び指定避難所への変更を伝達する。
この際、避難所間の移動を安全かつ迅速に実施するため、協定締結した事業用自動車の配車を準備する。

第10 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、管外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に関わる協議等を行う事がで

きるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の町への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、施設等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、施設等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、施設等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

第11 広域避難

1 道内における広域一時滞在

- (1) 地震による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。
なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、上記(1)に基づく市町村長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知及び公示を代わって実施することができるものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 関係機関の連携

- (1) 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域一時滞を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、施設等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域一時滞についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、施設等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、施設等を含む）への移送
- キ 広域一時滞在先での継続的な支援

- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

5 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第6節 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救出に関する計画は、一般災害対策編「第5章 第6節 救助救出計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

なお、町をはじめとする救出機関は、迅速な救出活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北海道警察

被災地において生命又は身体に危害が及んでいる者等の救助救出を実施する。

2 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上絵における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

3 北海道

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について、応援が求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等へ情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

4 町（消防機関）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、当該町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、「救出・救助活動に資する」「住民基本台帳の閲覧等制限がない」場合に、行方不明者等の氏名等を家族等の同意を得ることなく速やかに公表する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置し、救助救出活動を実施する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め、概ね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、概ね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考

えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者（避難行動要支援者）の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、一般災害対策編「第5章 第8節 交通応急対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び倶知安警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通 知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続き

- (1) 知事（後志総合振興局長）又は北海道公安委員会（倶知安警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

- (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（後志総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

- (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料17・18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

- (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (ア) 津波注意報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合は、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

第10節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 輸送計画」を準用する。

第11節 航空機及び無人航空機活用計画

地震災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

管内において地震災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域・機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

第2 航空機の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

航空機の活用が有効と認める場合

第3 航空機保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管航空機で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第3章第27節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村への航空機の応援要請などを行う。

2 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

3 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 無人航空機の活動等

防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。

第5 航空機及び無人航空機保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機及びドローン等の無人航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、ヘリコプター等の航空機については、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、航空機を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項

(空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等)を定めるものとする。

また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第6 町の対応等

町はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第12節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 町の対応等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(4) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の供給等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 道の対応等

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

2 応援の要請

町は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する応急給水について必要な要請を講ずるものとする。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第14節 石油燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 水道施設

一般災害対策編「第5章 第12節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 電気

一般災害対策編「第5章 第15節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）NTT ドコモ北海道などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

通信を管理する機関は、地震災害により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送

NHK など放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、一般災害対策編「第5章 第17節 医療救護計画」を準用するほか、次のとおりする。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期（発災後概ね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任

- 1 町長が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事（知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部）又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第3 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）に通知する。

通知を受けた町長（本部長）は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部班（関係各課）に指示する。

第4 医療救護活動の実施

1 喜茂別町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救助班（健康増進課 健康づくり係等）は、医療機関と連携して医療活動を実施するほか、必要に応じ、羊蹄医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

要請する場合は、次の項目を通知する。

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の時期及び場所

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ その他必要な事項

- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、災害救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム

(JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、保健師等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理(こころのケアを含む)を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く)は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

よる。

(8) 北海道看護協会

道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に定める。

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署が実施する。

但し、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受け入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第6 救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。

但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供すねことが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第18節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第18節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第19節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第20節 飼養動物対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第20節 飼養動物対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第21節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 道の対応

災害救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 町の対応等

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅の提供

(2) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(3) 公営住宅等のあつせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあつせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(4) 設置戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

ア 道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建

て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(6) 費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町に委任される。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な天然現象による災害の場合

(イ) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(7) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の資格

(7) 当該災害発生から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(7) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

1 町は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

2 道は、町から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

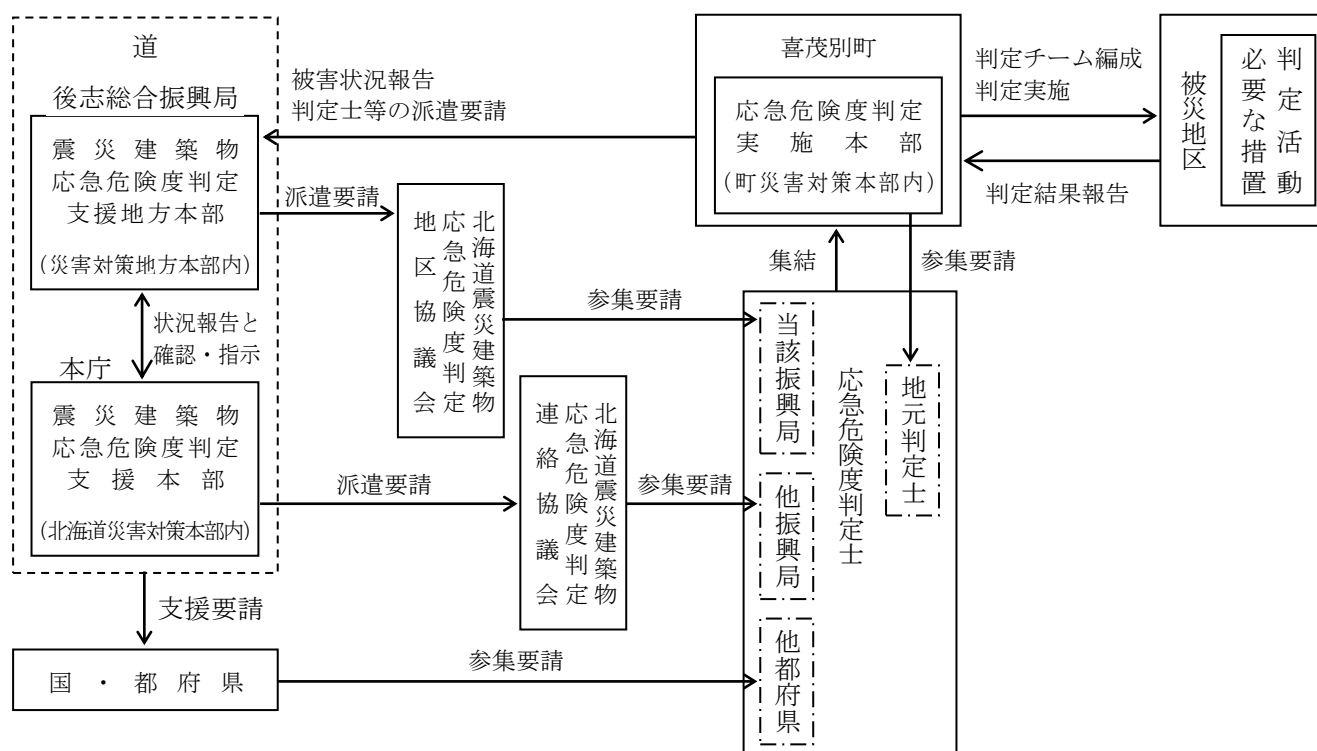
第23節 被災建築物安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として次のとおり実施する。

第1 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

- (1) 北海道及び町
道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。
- (2) 建築物等の所有者等
建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。
- (3) 解体等工事業者
関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3(42.0cm×29.7cm)以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。
- (4) 廃棄物処理業者
関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第31節 広域応援・受援計画」を準用するほか特に、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

また、防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 防災ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第33節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害義援金募集（配分）計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第34節 災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第5章 第36節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とし、一般災害対策編「第9章 災害復旧計画」を準用する。

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第9章 災害復旧計画」を準用する。

第3節 災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町、道及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 被害農林畜産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。

町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

5 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

第2 財政対策

町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努める。

1 地震保険の加入要領

地震保険は、単独では契約できない。火災保険とセットで契約する必要がある。現在契約している火災保険に地震保険をセットしていない場合は、火災保険の契約期間の中途でも地震保険を契約することができる。

2 地震保険に加入せずに火災保険のみに加入している場合

地震により延焼・拡大した火災損害などは補償されないので、注意する必要がある。

喜茂別町地域防災計画

地震災害対策編

平成26年2月策定

令和5年6月改訂

令和6年4月改訂

令和7年4月改訂

喜茂別町防災会議